



城山 小川 矩弘

東電経営陣の裁判について

東京地裁は無罪の判決を言い渡しました。

復興庁が発表した震災関連死は、2012年末まで全国で2303人です。うち福島県は1121人です。いかに原発事故関連死が多かったかです。これだけの犠牲者を出した責任者が無罪なんてことがあるんでしょうか。

裁判の最大の争点は、原発敷地を超える大津波がくることを予見できたかどうかでした。国の地震調査研究推進本部は、福島県沖などでマグニチュード8クラスの大津波地震がかなりの確率で発生することを予測する「長期評価」を出していました。08年に東電の依頼を受けた会社は、第一原発に「最大15.7メートル」の津波が襲来すると算出し報告しています。東電の敷地の高さは10メートルです。専門家の予測を東電経営陣は「客観的な信頼性・合理性がない」などと無視していました。更に判決は「津波という自然現象は正確な予知・予測には限界がある」などと述べ、東電経営陣の主張を認めています。更に更にです。判決は「原子力施設の自然災害に対する安全性は、放射性物質が外部の環境に放出されることは絶対にないといったレベルの極めて高度の安全性をいうものではない」と述べています。「原発は絶対安全」「重大事故が起こることはない」電力会社、政府がいってきた「安全神話」はなんだったのでしょうか。恐るべき「忖度裁判」ではないでしょうか。

公判では次の様な事実も明らかになりました。

日本原電（日本原子力発電）の東海第二原発では、国の「長期評価」の見解に従って、「盛土対策」を09年に完成し、3.11大津波の襲来を今一歩のところで防いだのです。しかもです。東電は東海第二の対策を公表しないように圧力をかけたりしているのです。

日本の原発政策はメチャクチャではないですか。政府は原発をベースロード電源として、電力の20%を賄う方針です。事故が起きたら日本は壊滅です。

- ★ ゆうあい70号（平成24年7月）
「放射能」そして「ゆうあい」
- ★ ゆうあい72号（平成25年4月）
大竜巻・原発・そして「ゆうあい」
- ★ ゆうあい74号（平成26年1月）
低線量被曝でも確実にがん死がある
- ★ ゆうあい78号（平成27年3月）
見捨てられつつある福島

ホームページ 「つく身協会報ゆうあい」で検索

◆ 小川さんは、原子力発電やエネルギーに関する専門家でいらっしゃいます。

平成23年の東日本大震災による大津波が元で発生した放射能漏れ・汚染事故は、広い地域の方々、いや日本中を震撼とさせる重大な出来事でした。小川さんは非常にそれを憂慮し、危機感を持たれ、放射線量をはかる器具を身につけて市内の地区をご自分の足で調査し、統計を取つて関係機関に提出したり、講演会を開いたり、精力的に活動なさいました。

このゆうあいにも数回寄稿していただいておりますので、ご紹介します。本文はホームページにて閲覧することができます。